欧州												
ウィーン（在ウィーン国際機関） ジュネーブ（在ジュネーブ国際機関） （軍縮会議） パリ （経済協力開発機構） （国際連合教育科学文化機関） ブリュッセル （欧州連合）	650,000 820,000 720,000 650,000 610,000 660,000	620,000 690,000 690,000 580,000 580,000 600,000	583,100 643,100 643,100 545,300 545,300 556,300	559,800 617,400 617,400 523,400 523,400 534,000	536,500 591,700 591,700 501,600 501,600 511,800	466,500 514,500 514,500 436,200 436,200 445,000	396,500 437,300 437,300 370,800 370,800 378,300	349,900 385,900 385,900 327,200 327,200 333,800	303,200 334,400 334,400 283,500 283,500 289,300	279,900 308,700 308,700 261,700 261,700 267,000	256,600 283,000 283,000 239,900 239,900 244,800	233,300 257,300 257,300 218,100 218,100 222,500

別表第二のうち二　総領事館の表アジアの項中「ジャカルタ | 11.2% | アメリカ合衆国ドル | 4,064 | 3,462 | 3,010 | 2,709 | 2,408」及び「マニラ | 9.1% | アメリカ合衆国ドル | 2,682 | 2,285 | 1,987 | 1,788 | 1,590」を削り、同表欧州の項中「ロンドン | 8.8% | スターリング・ポンド | 3,326 | 2,834 | 2,464 | 2,218 | 1,971」を削る。

附　則

この政令は、平成二十四年一月一日から施行する。

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修
内閣総理大臣　野田　佳彦

司法試験受験手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第四百二号

司法試験受験手数料令の一部を改正する政令

内閣は、司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

司法試験受験手数料令（平成十七年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（電子出願（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う出願をいう。以下同じ。）による場合にあっては、二万七千二百円）」を削る。

第二条中「（電子出願による場合にあっては、一万六千八百円）」を削る。

第三条を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年二月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行前に電子出願（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う出願をいう。）をした者が納付すべき司法試験及び司法試験予備試験の受験手数料については、なお従前の例による。

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月二十一日

法務大臣　平岡　秀夫
内閣総理大臣　野田　佳彦

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第四百三号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第八条第三項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。